

事業承継時に経営者保証でお困りの皆様へ

# 茨城県 事業承継 支援融資 のご案内

## 制度のメリット

- ①経営者保証のある既存の借入金について、本制度により経営者保証なしで借り換えが可能です。
- ②本制度利用により、通常の保証料率より0.1%引下げいたします。加えて、茨城県から0.1%の保証料補助が受けられます。
- ③中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には、さらに信用保証料を軽減できます。

お問い合わせ先

茨城県中小企業活性化協議会  
TEL.029-300-2288  
茨城県事業承継・引継ぎ支援センター  
TEL.029-284-1601



イメージキャラクター  
ひばり先輩

(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する方がご利用いただけます!



イメージキャラクター  
ひよこ

## 《ご利用いただける方》

- (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
  - ①資産超過であること
  - ②EBITDA有利子負債倍率(\*)が10倍以内であること  
(\*) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
  - ③法人・個人の分離がなされていること
  - ④返済緩和している借入金がないこと

▶裏面もご参照ください

## 保証料負担が軽減されます!

単位：%/年

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般的な信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認 **無し**

単位：%/年

保証料率 (実質負担※)	1.80 (1.70)	1.65 (1.55)	1.45 (1.35)	1.25 (1.15)	1.05 (0.95)	0.90 (0.80)	0.70 (0.60)	0.50 (0.40)	0.35 (0.25)
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認 **有り**

単位：%/年

保証料率 (実質負担※)	1.05 (0.95)	0.90 (0.80)	0.75 (0.65)	0.60 (0.50)	0.50 (0.40)	0.40 (0.30)	0.30 (0.20)	0.20 (0.10)	0.10 (0.00)
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

※県の保証料補助差し引き後

あなたのチャレンジを応援します!  
-企業とともに未来へ-

茨城県信用保証協会

ホームページは  
こちら



LINEは  
こちら



### 本店営業部

〒310-0801  
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階  
◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826  
◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

### 土浦支店

〒300-0043  
土浦市中央二丁目2番28号  
◆保証課 審査第1グループ ☎029-826-7812  
◆保証課 審査第2グループ ☎029-826-7826

### 経営支援部

〒310-0801  
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階  
◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813  
◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858  
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852  
◆創業支援課 ☎029-224-7865

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和6年9月発行

# 《茨城県事業承継支援融資の概要》

融資限度額	8,000万円	
資格要件 (対象者)	<b>事業承継特別保証を付す場合</b> 次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人[対象者1] (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの[対象者2] (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①当協会への申込日直前の決算において資産超過であること ②当協会への申込日直前の決算においてEBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③当協会への申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること ④当協会への申込日において返済緩和している借入金がないこと	<b>経営承継借換関連保証を付す場合</b> 次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者[対象者3] (1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による経済産業大臣の認定を受けていること ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②認定申請日直前の決算において、以下の要件を満たすこと ア.資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③認定申請日から3年以内に事業承継を予定していること (2)当協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3)当協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと
対象資金	<b>[対象者1]</b> ・事業承継前の借入(個人保証ありに限る)の借換資金およびニューマネー(設備資金も可) <b>[対象者2]</b> ・事業承継前の借入(個人保証ありに限る)の借換資金のみ ※いずれの場合も既存のプロパー借入金(個人保証ありに限る)の本制度による借換も可能。	<b>[対象者3]</b> ・事業承継前の借入(代表者保証ありに限る)の借換資金 ※既存のプロパー借入金(代表者保証ありに限る)の本制度による借換も可能。
返済方法/融資期間	元金均等返済/10年以内	
信用保証料率	中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認無し 年0.35%～年1.80% 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認有り 年0.10%～年1.05% (経営承継借換関連保証を付し、特別小口保険を利用した場合、年0.80%)	
連帯保証人	不要	
融資利率	3年以内:年1.3%    3年超 5年以内:年1.4% 5年超 7年以内:年1.5%    7年超 10年以内:年1.6%	
対象金融機関	県制度取扱金融機関かつ、既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関	
必要書類	①茨城県事業承継支援融資認定書 ②許認可等の必要な業種にあつては、許認可証等の写し ③県税納税証明書(県税に未納がないことを証する納税証明書) ④設備資金にあつては、見積書または契約書の写し ⑤事業承継計画書 ⑥財務要件等確認書 ⑦借換債務等確認書[既往借入金を借り換える場合] ⑧他行借換依頼書兼確認書[既往借入金を借り換える場合で、他行借換を含む場合] ⑨ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し[中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合] ⑩経営承継借換関連保証の認定書(写)および認定申請の提出書類(写)[対象者3の場合]	

